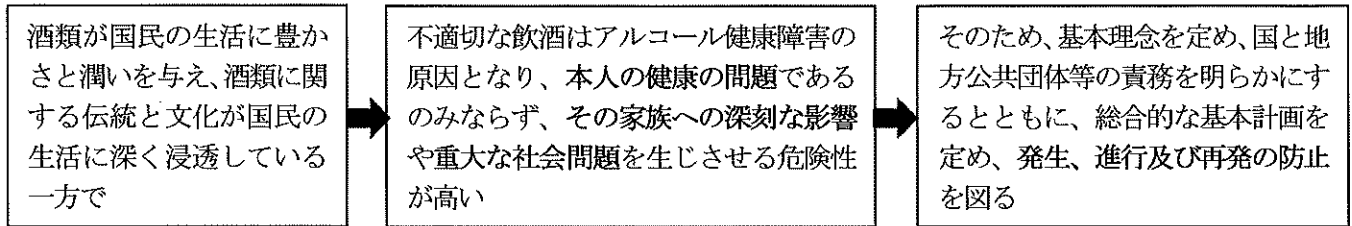


# これだけは知っておこう！ アルコール健康障害対策基本法

## 第一条 (目的)



## 第二条 (定義)

「アルコール健康障害」＝不適切な飲酒の影響による心身の健康障害  
 「不適切な飲酒」＝アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等

## 第三条 (基本理念)

- 1 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施  
 アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営めるように支援
- 2 アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る

## 第七条 (国民の責務)

・国民は、アルコール関連問題（アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。）に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。

## 第十条 (アルコール関連問題啓発週間)

- ・国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、啓発週間を設ける
- ・11月10日から16日までとする
- ・国及び地方公共団体は、啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努める

## 飲酒運転防止インストラクターに関する「基本的施策」

### 基本法にあげられた「10の基本的施策」



### (教育の振興等) 第十五条

家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコール関連問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたアルコール関連問題に関する知識の普及

(アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等) 第十九条

アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対し、当該者に係るアルコール関連問題の状況に応じたアルコール健康障害に関する指導、助言、支援等を推進

### (人材の確保等) 第二十三条

医療、保健、福祉、教育、矯正その他のアルコール関連問題に関連する業務に従事する者について、アルコール関連問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずる